

議事日程第1号

令和4年 第4回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和4年12月7日(水)

午前10時開議

開会の場所

錦江町田代支所議会議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
1) 事務報告
2) 監査の結果報告
- 日程第4 行政報告
1) 町長行政一般の事務報告
- 日程第5 承認第 6号 専決処分した事件の承認について
(令和4年度錦江町一般会計補正予算(第7号))
(町長提出)
- 日程第6 議案第45号 令和4年度錦江町一般会計補正予算(第8号)について
(同上)
- 日程第7 議案第46号 令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)について
(同上)
- 日程第8 議案第47号 令和4年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第2号)について
(同上)
- 日程第9 議案第48号 令和4年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計
補正予算(第2号)について
(同上)
- 日程第10 議案第49号 令和4年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)
特別会計補正予算(第2号)について
(同上)
- 日程第11 議案第50号 令和4年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)について
(同上)
- 日程第12 議案第51号 錦江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する
条例について
(同上)

- 日程第13 議案第52号 錦江町人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例の一部を改正する条例について
(町 長 提 出)
- 日程第14 議案第53号 錦江町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の
一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第15 議案第54号 錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第16 議案第55号 錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について
(同 上)
- 日程第17 議案第56号 錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
(同 上)
- 日程第18 議案第57号 錦江町単純な労務に雇用される職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第19 議案第58号 錦江町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の
一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第20 議案第59号 錦江町職員の降給に関する条例について
(同 上)
- 日程第21 議案第60号 錦江町職員の再任用に関する条例を廃止する条例に
ついて
(同 上)

(日程第12議案第51号から日程第21議案第60号までを一括上程)

- 日程第22 議案第61号 錦江町議会議員及び錦江町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第23 議案第62号 錦江町税条例の一部を改正する条例について
(同 上)
- 日程第24 議案第63号 錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の
一部を改正する条例について
(同 上)

日程第25 議案第64号 錦江町ふるさと納税寄附条例及び錦江町ふるさと納税
基金条例の一部を改正する条例について
(町 長 提 出)

日程第26 議案第65号 指定管理者の指定について
(同 上)

散 会

令和4年 第4回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和4年12月7日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	新田 敏 朗		
副町長	有村 智 明		
教育長	畑中 清 和		
総務課長	坪内 裕二郎	住民生活課長	川路 洋 志
未来づくり課長	中島 裕 二	観光交流課長	木下 勝 幸
政策企画課長	高崎 満 広	産業建設課長	荒木 義 文
介護福祉課長	笹貫 新一郎	教育課長	菖蒲 洋 二
健康保険課長	猪鹿倉 勝志	<small>政策企画課 病院再整備対策監</small>	内木場 博之
住民税務課長	落 司 毅	総務課財政管係長	今 村 学
建設課長	宮 園 守	総務課総務係長	山 王 洋 介
会計管理者兼会計課長	鳥 越 幸 一		
職務のため出席した者			
議会事務局長	永 吉 和 幸		

令和4年 第4回 錦江町議会定例会会議録

令和4年12月7日(水) 午前10時00分
錦江町田代支所議会議場

	開会・開議
○笹原議長	<p>皆さんおはようございます。ただいまから、令和4年第4回錦江町議会定例会を開会します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。ここで、欠席届が参っております。産業振興課長から、欠席の届けが出されております。</p> <p>本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。</p>
	日程第1 会議録署名議員の指名
○笹原議長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、池田君。8番、川越君を指名します。</p>
	日程第2 会期決定の件
○笹原議長	<p>日程第2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は本日から12月16日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの10日間に決定しました。</p>
	日程第3 諸般の報告
○笹原議長	<p>日程第3、諸般の報告を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。</p> <p>次に、監査委員から令和4年9月22日、10月24日、11月21日実施の例月出納検査の結果報告書、令和4年10月18日、19日実施の学校分定例監査結果報告書、令和4年10月31日から11月2日実施の定例監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。</p>
	日程第4 行政報告
○笹原議長	<p>日程第4、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありました。これを許します。新田町長。</p>
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>おはようございます。12月議会定例会を招集いたしましたところ、皆様ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>

8月27日から11月30日までの主な活動につきまして、ご報告申し上げます。

8月30日は、馬場地区で第7回まちづくり懇談会を開催し、17名の皆さんと町政推進についての意見交換をさせていただきました。この日以降も9月1日に宿利原地区、9月13日に城元地区、9月15日に麓地区でそれぞれ意見交換をさせていただきました。

9月30日は、3年ぶりにやまんなか音楽会が開催されました。河原の入り口で体温を測定し、終了した方には、蛍光リストバンドを渡すという感染対策をしつつ、未来づくり専門員の伊藤さんと弦楽四重奏の演奏や5千個の灯籠やレーザーショー、2部形式の花火などが披露され、久しぶりの夏のイベントを楽しんでいただきました。約3,000人のご来場をいただいたところでございます。

9月17日から19日午前にかけて、大型で非常に強い台風14号が襲来したため、17日土曜日、午後1時から町内6箇所の避難所を開設し、最大で250世帯、470人の方々が避難されました。18日早朝に、田代地区で時間雨量71ミリを記録するなど、町内全域で暴風雨が発生し、人命に被害がなかったことは不幸中の幸いでしたが、農業施設等の被害が多く報告されております。

9月22日は、町内森林の適正な伐採や再生林を誘導しつつ、水資源や国土保全が図られるように、一定のルールをつくる必要があることから、仮称ではありますが、錦江町水源地域保全条例検討有識者会議の第1回目を開催いたしました。産業界、学識経験者、行政など5名の委員の皆さんに各方面からご意見をいただいたところでございます。

10月7、8日は、霧島市で開催された第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会の応援にお伺いしました。本町からの出品はございませんでしたが、鹿児島県が9部門中6部門で1席を獲得するなど、和牛日本一の力を発揮されたとともに、町内の畜産農家の皆さんも視察にお越しいただき、日々の生産向上のため、研修をしていただきました。

10月9日、第1回錦江町スポーツフェスタ運動会が総合運動公園陸上競技場で開催されました。コロナ感染防止を図りつつ、どのような形でスポーツイベントが実施できるのか、1年前から教育委員会、スポーツ協会、スポーツ推進委員、各地区公民館の皆さん方が様々な議論を積み重ね、新たな競技種目の工夫や日程短縮をしながら、開催していただきました。

10月12日、第1回錦江町公共交通会議を開催いたしました。11月1日から、実証実験をスタートしております、マイナンバー活用型の錦江町あいのりタクシーに関して、交通事業者や交通行政機関の方々から、法的観点や事

	<p>業の継続性、利用者の利便性などにご意見をいただきました。現在、実証実験をしておりますが、11月28日現在で26名の方々がご利用いただくとともに、この実証実験への利用者登録が36名となっているところです。</p> <p>10月22日、令和4年度津波防災訓練を実施いたしました。南部消防署、錦江警察署、大隅河川国道事務所、町消防団、そして大橋下下自治会と鳥井戸自治会のご参加をいただき、職員の対応訓練、情報伝達訓練、避難訓練などを実施いたしました。南海トラフ大地震に備えるためにも、今後も訓練の見直し等を進めてまいります。</p> <p>10月26日は、令和4年度錦江町合同金婚式を開催し、13組のご夫婦にご出席いただきました。50年という半世紀をともに手を携えて、艱難辛苦を乗り越えられてこられた皆様に心からお祝いの言葉をかけさせていただきました。</p> <p>10月30日は、平成17年3月に閉校した大原中学校を使用して、青年団の皆さんが、大原校復活祭を開催していただきましたので、参加させていただきました。廃校後、なかなか活用策が見いだせておりませんが、地域の方々のご協力もいただき、ハロウィンを感じさせる装飾から黑板アート、ミニコンサート、飲食ブースなど、趣向を凝らしたイベントを実施してくれました。</p> <p>11月1日、活性化センター神川のサテライトオフィスに進出していただいている光陽オリエントジャパン株式会社鹿児島事業所の入社式に出席させていただきました。光陽さんはカメラのレンズなど、高額機器の製造販売をされており、台湾、タイ、ラオスなど海外展開も進められており、錦江町の生産物販売にもご協力いただいております。</p> <p>11月3日、3年ぶりに錦江町文化祭生涯学習推進大会が開催され、出席いたしました。中学生のキャリア教育の発表や、舞踊、コーラス、フラダンスなど舞台発表や俳句、写真、創作分野等の作品展示など、芸術の秋を満喫する1日となりました。</p> <p>11月4日から、森林の多面的機能をどのように維持しながら、林業振興につなげていくのかという森林保全をテーマにまちづくり懇談会を大原地区公民館を皮切りにスタートしました。これまで、9つの地区公民館で実施し、再生林が進まない社会的背景や家族的な将来への不安など、様々なご意見をいただいておりますので、これらを整理して、年明け早々にも有識者会議でルール化の議論を行いたいと思います。</p> <p>このほかに、11月は令和5年度の予算確保に向けました、国への要望活動を実施いたしました。以上、主な活動経過についてご報告させていただきました。これで行政報告を終わります。</p>
	(新田町長 降壇)

○笹原議長	これで行政報告は終わりました。
	日程第5 承認第6号
○笹原議長	日程第5、承認第6号、専決処分した事件の承認について、令和4年度錦江町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	承認第6号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。 令和4年度錦江町一般会計補正予算（第7号）につきましては、補正総額は、1億6,143万5千円の増額で、累計は69億1,681万円となりました。 主な内容につきましては、歳出は新型コロナウイルス対策に係る本庁舎エレベーター改修費を2,145万円、物価高騰対応に係る社会福祉施設等支援事業補助金を1,305万円、医療施設等支援事業補助金を76万6千円、子育て世帯支援給付金を1,816万円、非課税世帯を対象とする緊急支援給付金を9千万円、並びに台風14号災害復旧に係る測量設計等業務委託料を316万7千円それぞれ増額したものでございます。 また、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を4,669万7千円、並びに子育て世帯臨時特別支援事業補助金を9,124万5千円それぞれ増額するとともに、不足する財源2,349万3千円を財政調整基金から繰入れたものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入14款国庫支出金及び18款繰入金と、歳出2款総務費から11款災害復旧費までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○7番 池田議員	はい。7番。
○笹原議長	はい。7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。新型コロナウイルス対策として瀬々來樹館の木製デッキ増築工事でございますが、食堂の入り口の付近のデッキの増築ということでしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	工事詳細につきましては観光交流課長に答弁させます。
○木下観光 交流課長	はい。

○笹原議長	観光交流課長。
○木下観光 交流課長	池田議員の質問にお答えいたします。今、議員がおっしゃったとおり瀬々來樹館の食堂の表のほうに、ウッドデッキがございます。with コロナを想定いたしまして、そこを広くすると。今、現状はですね、ピーク時になるとお客様が階段のほうにちょっと待機しているものですから、今後お客様が増える見込みですね、ウッドデッキを広くして、そこに待機スペースを設置するという考えでございます。以上です。
○7番 池田議員	はい。7番。
○笹原議長	はい、7番、池田君。
○7番 池田議員	ここは、以前もですね、中のほうが水道パイプからの水漏れでしょうか。そうしてフロアがせり上がったりしてですね、大変工事費も高かったようでございます。やっぱり、公共財産ですので、やっぱり管理者としてですね、やはりここは特に樹木の中に囲まれておって日も当たらない、落ち葉も多いですね、それから川辺りなので湿気も大変ですので、やっぱり日常的にこの管理者がしっかりと財産を守っていただきますように、町からもご指導していただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。
○笹原議長	ほかにございませんか。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	はい、5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	本庁のエレベーター改修が出ておりまして、その中で、新型コロナウイルスの臨時交付金を利用するということなんですが、修繕の内容は、どんなものなんですか。コロナに関するものなのか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	はい。こちらのほうの工事詳細につきましても、総務課長に答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	はい。浪瀬議員のご質問にお答えいたします。本庁舎のエレベーターはですね、平成7年12月に設置しました。ですので、設置から27年が経過しまして、通常の耐用年数は20年から25年となっております、更新の時期を迎えておりました。 今回の改修はですね、現在のエレベーターの駆動方式が油圧式なんですけれども、油圧式の場合、今後エレベーター部品の調達が困難であるというこ

	<p>とで、主流はロープ式となっております関係で、ロープ式に変更するものでございます。</p> <p>あと、浪瀬議員からコロナウイルスの交付金を活用するという事で、という質問がありましたけれども、この対応につきましてはですね、閉じられた密空間での新型コロナウイルス感染対策としまして、エレベーターのボタンがでございます。ボタンを通常の場合はちゃんと触れてするんですけども、それを触れないで、近くに来ればセンサーが感知しまして、触らなくても行く先の階を選べるということ。そのボタンの採用ですね。あとウイルスや菌を抑制する換気機能を追加します。併せて床や壁に抗菌であるとか、抗ダニ処理を施した素材を使用するなどの改修を行う予定でございます。</p> <p>私どももこのコロナ交付金を活用するに当たって、検討はしたところなんです。全国の自治体の事例等も確認しまして、全国的にも数例エレベーター改修を行っている自治体があったということで、今回、計画に上げて事業化したところでございます。以上です。</p>
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	はい、5番。浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	改修にですね、そこまで私も気が回らなかったんですが、今まで臨時交付金をいろいろもらってきて事業をされてきたんですが、約3年間ですよ。その中でですよ、多分国も会計検査か何かをするんじゃないかなとは予想するんですが、本町において、会計検査が入ったとして、指摘されるようなことはないと思うんですが、その辺は、どうですか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、このエレベーター施設については、非接触型のコロナ感染予防を最優先するということと、それから、アフターコロナに向けて、抗菌対応にするというところは当然コロナ対策の感染予防対策でございます。それから、施設の長寿命化に係る観点も含まれてはおりますけれども、よりアフターコロナ後の来場者の昇降を支援するために、施設として、それが機能をなすようにというような私どもの考えで、今回、コロナ交付金を充当したところでございます。ただ議員ご指摘のように、先般でもございましたように、地方創生臨時特別交付金については基礎ついて、国等で非常に厳しい指摘を受けております。私どもも、これまでの7億数千万につきましてはの使用の在り方についても、使用方法等をKPIも含めて県のほうにも報告しておりますので、限りなくそういった交付金の目的にしっかりと合致する形でのですね、組立てというのはしていくのは私どもの務めかというふうに考えておりま

	す。以上です。
○5番 浪瀬議員	はい、了解です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	子育て世帯に物価高騰対策支援給付金が1,800万計上されておりますけれども、高校生に3万円、中学生以下に2万円。これは年内にもう給付するということですか。それとも年明け給付ですか。お聞かせください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	今現在ですね、教育委員会のほうで担当しておりまして名簿の確認、それから口座等の確認等手続を要しておりまして、本来ならばですね、年内支給を検討しておったところですが、現段階の進捗状況からしますと年明け後に速やかに支給したいというふうに思っているところです。もし補足があれば教育課長のほうから補足させます。
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	はい、教育課長。
○菖蒲 教育課長	染川議員のご質問にお答えいたします。現在、今、支給事務について、準備を進めているところですが、対象世帯に支給要件確認書等をですね、年内に発送する準備を今、しております。今、郵便局に返信用の封筒関係で手続をする準備をしておりますので、先ほど町長が申しましたようにできるだけ早急にですね、支給できるように努めていきます。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はありますか。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	はい、1番、久保君。
○1番 久保議員	歳出、3款民生費、社会福祉総務費、価格高騰緊急支援給付金に関してでございますが、9千万円歳出されております。対象が住民税非課税世帯ということでございますが、対象となります、この世帯数とあとその給付率に関して教えていただければと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	はい。詳細は介護福祉課長に答弁させます。
○笹貫介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	はい。久保議員のご質問にお答えいたします。今、対象世帯につきましては、非課税世帯 1,591 世帯あります。もう既に、確認書のほうは送付いたしております。今、12 月 8 日現在で、2 回世帯には給付を既に行っております。12 月 1 日に 903 世帯、8 日の日に 398 世帯へ支給する予定であります。今の現状はそのようなことになっております。以上です。
○1 番久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番久保議員	1 番。はい、現在 903 と 398、1,300 世帯ほど、されているということで承知いたしました。ちょっとこの点に関してなんですが、非課税世帯の方ということで、恐らく高齢者や場合によってはひとり暮らしの方、場合によってはご自宅にいらっしゃらない方もいらっしゃるかと思います。そういった場合にその通知というか、一応一旦返送しないとイケないと思うんですが、逆に言いますと残りの皆様に関しては、まだそういった返送と申しますか、そういったことがないのか。それとも大体皆様にそういった通知が行かれて何らかの町に対する返送なされてるのかに関してちょっと追加でお伺いしたいと思います。
○笹貫介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	ご質問にお答えいたします。今のところ、先ほど申しました 1,591 世帯には全て送付はしているんですが、今のところ、未申告の方が 10 世帯で、課税がない状態の方が 95 世帯で、課税世帯の方が 1,812 世帯いらっしゃいます。今、ご質問のありましたその場にはないとかっていうところに関しましては、一旦、うちのほうからは確認書のほうは送付いたします。確認ができない場合はもちろん返送されてきますので、それに基づいて、うちのほうで調査をして、今の現住所のところに、確実に確認書をお送りするようにしております。 以前の非課税世帯の給付につきましても、ほぼほぼ 99%を支給いたしておりますので、今回につきましてもできるだけ追跡して、確認書を届けるようにはいたすように、今、調査しております。以上です。

○1 番 久保議員	ありがとうございます。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	これで討論を終わります。これから、承認第6号、専決処分した事件の承認について、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第7号)を採決します。お諮りします。承認第6号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分した事件の承認について、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第7号)は承認することに決定しました。
	日程第6 議案第45号
○笹原議長	日程第6、議案第45号、令和4年度錦江町一般会計補正予算第8号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第45号、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。同議案につきましては、補正総額は836万4千円の増額で、累計は69億2,517万4千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、台風14号の災害復旧に係る農道維持費の重機借上料を2,317万3千円、道路維持費の重機借上料を2,080万円、並びに農業用施設災害復旧工事費を2,780万円、それぞれ増額するとともに、肝属郡医師会立病院再整備事業補助金を6,900万円、並びに農業次世代人材投資事業補助金を3千万円、それぞれ減額するものでございます。</p> <p>また、歳入につきましては、農業用施設災害復旧事業に係る負担金を1,807万円、並びに活動火山周辺地域防災対策事業に係る補助金を1,228万5千円それぞれ増額するとともに、地籍調査事業補助金を1,222万3千円、並びに農業次世代人材投資事業補助金を3千万円、それぞれ減額するほか、不足する財源を8,469万1千円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)

○笹原議長	これから、質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入13款使用料及び手数料から21款町債までと、歳出1款議会費から11款災害復旧費まで、及び第2表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>13ページですが、2款、4目、14節の700万ですが、旧保健センター改修工事費に700万というようなことでございます。先般、旧保健センターの活用についても一般質問をしました。その回答が、老朽化が進むシルバー人材センターや高齢者の宅配の訪問の給食サービスの事務所の移転先、あるいはその特定地域づくり協同組合の事務所というような形で回答いただいております。今回の700万については、どのような改修をされるのか、工事をされるのかお伺いします。</p> <p>それと、もう1点は地方創生推進費の中の委託費の中に、高校生用の公営塾の運営委託が900万、約1,000万程度の減額になっております。これについては、新規の事業であって、当初受講者20名というのが、現在5名ということでお聞きをいたしております。取組についても、今回、初めてされた部分であり、これからもまた進めていかれるだろうというふうに考えておりますが、この5名という人数に対して、今後どんなふうに取り組んでいかれるのか。その辺の意思を聞きたいと思っております。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>まず、保健センターの改修工事につきましては詳細は、後ほど総務課長から答弁させます。</p> <p>利用方法につきましては川越議員ご指摘のとおり、シルバー人材センター、それから宅配給食サービスの事業所、そして、来年4月以降に立ち上がる予定の特定地域づくり事業協同組合の事務所というのが、主な使用方法でございます。それに係る、パーテーションでありますとか、それから空調関係の整備が主なものかというふうに思っておりますが、詳細は、総務課長から答弁させます。</p> <p>それから、高校生用の公営塾運営委託につきましても、現在5名でございますので、今後の展開については小学校、中学校という形での今まで積み上げたものもございまして、利用者ニーズをしっかりと把握しながら、高校生がどういうふうに学びの場として、この公営塾を使えるのかというものをしっかりとニーズ調査をかけながらやっていきたいというふうに思っております。</p>

	詳細のことにつきましては、未来づくり課長からそれも答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	旧保健センターの改修工事の内容ですけれども、先ほど町長からもありましたけれども、一応玄関から入りまして、右側の部分を改修しようと計画しております。玄関から入りまして右側の部分にまず、通路を設けます。あわせて部屋を先ほどあったシルバー人材センター等が入るということで、数区画に分ける壁の設置をしたいと思います。あわせてですね、当初では想定してなかったんですけれども、どうしても部屋を間仕切ること、照明の位置がずれたりですね、空調の位置もずれてきますので、そういった部分の移設ということもありまして、このような金額になったところでございます。以上です。
○中島未来 づくり課長	はい。
○笹原議長	未来づくり課長。
○中島未来 づくり課長	はい。川越議員の質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおりですね、本年度から大学受験に向けた高校生用の公営塾等を開設いたしました。指摘のとおりですね、当初アンケート等により、16名の回答いただきですね、20名という形での予算計上を行いましたところ、やはり1年生だけの5名という形が今回の参加でございまして、内容といたしまして、やはり部活とかですね、高校生になった段階で時間等がやっぱりタイトになってくるということで、20時20分からのですね、オンラインの講義になかなか参加できないというのは聞いておりますけれども、今、町長が答弁しましたとおりですね、学びたいという子どもたちにとってはですね、やっぱり大切なものだと担当課では思っておりますので、今後もですね、どうにか参加できやすいような体制をとりたい、例えばですね、サマースクール等が検討できないかとか、そういう時間に縛られないところで試しに参加していただきたいというような形での取り組みができないか等をですね、検討してまいりたいと考えております。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	旧保健センターについては了解をいたしました。いろんな形で大いに利用をしていくべきだというふうに考えておりますので、この分については了承いたしました。それと、公営塾についても、なかなか大変ですよ。そこ辺

	<p>もありますけれども、やっぱりPRも必要かなと思うんですが、もちろん、広報紙等を通じて、募集もかけられるだろうと思いますが、もっと別な方向で募集ができるなら、その辺も手段を考えていただければ、せっかくいい取組みでございますので、大いに利用していただきたいと思います。以上です。</p>
○笹原議長	<p>ほかに質疑はございませんか。</p>
○10番 水口議員	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>10番、水口君。</p>
○10番 水口議員	<p>企画費の中でですね、総合病院の減額補正が6,900万出ているようでございます。公聴会も開かれた、総合病院についてはいろいろあったわけですが、これは、来年されるのかいつされるのか、そういうのとですね、そういった引き延ばしの要因についてちょっと説明をお願いいたします。</p>
○新田町長	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>新田町長。</p>
○新田町長	<p>はい。現在、今年度当初の段階でですね、今年度を実施できないかというところで、スケジュール等も勘案しながら予算化したわけですが、現在、基本設計のほうに入っております、なかなかその上がりのところも手続的なものも含めましてですね、スケジュールが押している関係もございまして、次年度へせざるを得ない状況が出てきているところでございます。詳細については、病院再整備対策監に答弁させます。</p>
○内木場病院再整備対策官	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>病院再整備対策監。</p>
○内木場病院再整備対策監	<p>はい。ただいまのご質問に回答いたしますけど、例えば、町長のほうからもありましたとおり、当初予算の編成時点では、今年度中に基本設計を終えて実施設計の発注までということ予算を組んでおりましたけれども、実際の基本計画の策定が、今年の6月になりましたので、そこから業者選定をやりまして、基本設計の発注が少し、当初予定していたよりは遅れてしまいましたので、実施設計の発注は、来年度にするということにしたところでございます。以上でございます。</p>
○10番 水口議員	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>はい、10番、水口君。</p>
○10番 水口議員	<p>そういった事情は分かりますが、今ですね、私もちょっと言ったことがあるんですが、やはり今、皆さんも現状日本の状況を考えたときに、ガソリン</p>

	<p>の値上げとかいろんなのが出てるんですよ。そして、建築業者の方からちょっとお話も聞きましたけれども、人夫さんが足りないとか、いろんな要因があったのかなあとはいいますが、ぜひまだ業者は、入札は決定してないんですよ。来年行うわけですか。そしたら、この予算が多分の少々の我々が提示されたこれよりも、安定してると思いますかね。当事者は。</p>
○内木場病院再整備対策監	はい。
○笹原議長	はい。病院再整備対策監。
○内木場病院再整備対策監	今のところ設計については、特にコストのほう上がってるというふうなことは聞いておりませんので、金額については、大きく変動することはないと考えております。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	<p>いろんな問題があると思うんですよ。まだ。先ほど町長のほうから、いろんな段階的に手続が必要だと。だから、私もこの問題が出てから、総合病院が出てからちょっとかかり過ぎじゃないかと思っております。できれば、早めに、もう進めてほしいというのが一つ今日のお願いでございます。コロナがこっだけ第7波が、鎮静したと言いますけれども、また今インフルエンザと共に、皆さんがなってる。もう昨日はですね、救急車が何回と家の前通りました。大変な回数でございました。ですから、そういうこともありますんで、この総合病院の建設については、早めにちょっとばかり努力してほしいとお願ひでございます。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	<p>はい。今、水口議員ご指摘のとおり、できるだけスピードアップしていきたいというふうに思っております。現状につきましてもですね、最終日に本会議終了後全員協議会の中で、進捗状況等についてもご報告させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。</p>
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	<p>地域介護基盤整備事業補助金で350万減額されてるんですが、事業の見直しによる要望取下げということで、それから、関連で前回、私も質問させて</p>

	<p>もらったんですけども、非常用電源整備を行うということで、773万、これも減額されてるんですけども、どういった経緯で採択になったのか。当事者が取下げをするということは、あまり要望して考えられないんですけども、どういった根拠で取下げをしたのか。取下げたために非常用電源が不採択になったのかそこら辺を詳しく説明してください。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	詳細につきましては介護福祉課長から答弁させます。
○笹貫介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	<p>染川議員のご質問にお答えいたします。当初ですね、予算については地域介護基盤整備事業の看取りの環境整備促進で350万と、あと共生型のサービス事業所の整備促進で102万9千円予定しておりました。年度途中でですね、事業所さんより地域介護の福祉空間整備等施設整備事業の非常用自家発電整備事業の773万円についての要望がございまして、9月に補正をいたしたところでありまして。国のほうに協議書を提出いたしまして、その際に事業所より看取りの環境整備につきましては、自家発電の整備のほうを優先したいというところで、事業所さんから、見送りの要望がございました。協議結果は出ていなかったですけど、先ほど申しました、事業をスムーズに執行するために9月の補正を組んだところでありまして。</p> <p>しかし、10月にですね国のほうから、当初の協議に対して不採択の通知がございました。その不採択の理由としましてはですね、協議額が令和4年度が予算を大きく上回ったというところで、国のほうの非常用自家発電の整備事業に関しましては、協議採択の国の方針のほうで、自治体の優先順位に関わらずですね、福祉避難所に指定されている施設等が優先的に採択になったために、今回、優先のほうを見送るところになりました。これに伴ってですね、今回の補正を見送ることになりましたので看取り350万と、非常用の設備のほうの773万のほうは、減額を行うものであります。来年度もまた要望いたしたいと思っておりますので、引き続き、来年度また予算を計上する予定であります。以上です。</p>
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	非常用電源のまた、再要望ということで来年度補正を組むということで、確認していいですか。そういう方向で進むということで。

○笹貫介護 福祉課長	はい。
○笹原議長	はい、介護福祉課長。
○笹貫介護 福祉課長	はい。そのとおりです。今年度が不採択になりましたので、また、来年度、予算を計上する予定でございます。看取りのほうもですね、非常用の電源のほうに先に、事業者さんがしたいということなので、2つ導入すると、事業所の負担も大きくなるということなので、まず非常用の設備から、先に優先して、そのあとまた看取りのほうも事業していく計画であります。以上です。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	はい、6番。染川君。
○6番 染川議員	わかりました。出産子育ての応援給付金で、交付金で0歳から2歳児までの低年齢の子育て家庭に、交付するってありますけれども、この0歳から2歳児の対象年月日というのはいつからいつまでの何年何月に生まれて、何年何月までの低年齢期の子どもたちが対象になるのか、教えてください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	健康保険課長に答弁させます。
○猪鹿倉健康 保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○猪鹿倉健康 保険課長	それでは、染川議員の質問にお答えいたします。今回補正予算に計上いたしました、出産子育て応援交付金につきましては、今のところ、国のほうで交付要綱の最終の詰めを行っておりますが、現在私どものほうに届いている情報の中では、要綱の制定を国のほうは、令和5年1月1日を基準とするという、ところで進めておりますが、若干、作業がまだ遅れているという状態でございます。国のほうから、要綱等が示された段階で、町としても、今のところは1月1日基準でというふうには考えておりますが、国の動向次第で若干、時期がずれるかもしれませんが、給付対象についてはですね、令和4年4月1日から出産されたお子様、それから、今、母子手帳の交付を受けている妊婦の皆様、こういった方々が対象となりますので、令和4年4月1日以降、出産をされたお子様については、給付対象となる見込みでございます。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
○12番 落司議員	はい。

○笹原議長	はい、12番、落司君。
○12番 落司議員	まず、13ページの7目企画費なんですけれども、空き家利活用包括事業委託料が全額減額ということで、そちらのですね、どういった理由で全額を減額しないといけなかったかということと、あと、26ページの7目文化センター費なんです、W i - F i 設置業務委託料が減額ということなんですけれども、こちらのほうはですね補正9月です組んでいるかとは思いますが。そういった中でまた3か月ぐらいの期間の中で今回、減額をされるっていうことはその辺の見通しとかそういった形の中でもう少し慎重な形で予算を編成をしていただけたらなというふうに思いますがその辺の理由等をですね、聞かせいただければと思います。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。まず空き利活用包括事業委託については企画課長から、それから、文化センターのW i - F i 設置等については教育課長からそれぞれ答弁させます。
○笹原議長	政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	落司議員のご質問にお答えいたします。空き家利活用包括事業の委託はですね、利用可能な空き家を発掘しまして、空き家の所有者とサブリース契約を結び、改修を行った上で、第三者に賃貸するという事業でございますが、受託の事業者がですね見つからなかったと、手を挙げていただける方がなかったということで、今回12月補正のほうで減額をさせていただいたところでございます。候補先には考えていた事業者があったわけなんですけれども、ここにちょっと打診もしましたけれども、自社の運営で精いっぱいに対応できないということで、お断りをされたということで、今年度の事業はちょっと厳しいということで判断しまして、減額したところでございます。
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	はい、教育課長。
○菖蒲 教育課長	落司議員のご質問にお答えします。W i - F i 設置業務については、ウクライナ情勢や世界情勢の不安定化により、W i - F i 設置のための機材部品等の調達ができないことですので、総合交流センターや、役場本庁舎と同等のW i - F i 環境の整備が機材等が不足するということで、できないということですので、実際、9月で補正予算で予算をいただきまして、そのあと、それが見積り等する段階でそういう状況が分かりました。予算計上する段階でも仮の見積り、予算がどれぐらいかかるという予算見積りは、いたしていただんですが実際実施の段階で見積りを徴したところ、そういう状況が発覚しまして、今年度この事業については、減額させていただいて、また次年度で

	検討していこうかと考えております。以上です。
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	空き家関係の委託のほうなんですけれども事業者が見つからなかった、受けていただけなかったということで、来年度も状況が変わるかどうかわからないという中で、必要な事業だとは思いますが、そういったものを踏まえて今後どういった対策を考えていらっしゃるのかというところと、あと文化センターの件につきましては、了承いたしました。今後でもですねその社会情勢のですね、変化っていうのは、見られる状況の中ですので、そういった慎重な対応をしていただきながら、補正を組んでいただきたいと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい。今落司議員のほうからご指摘ございました、今後の対応をどういうふうに考えているのかということでございます。</p> <p>私どもも1回目のまちづくり懇談会の中でもございましたけれども、空き家はあるんだと。空き家があってもそれがなかなか流通に、私どものほうに情報が上がって来ないというのが、やはりそれぞれの所有者の方々のいろんな理由がございまして、なかなか開拓ができないところが現状でございます。</p> <p>ただ、懇談会の中でも住宅を作ってくれというようなお話も数多く出されております。であるならば、私のほうからのご回答としては、今地域にある空き家をご紹介してくださいと。私どもで、この事業でリノベーションして、しっかりと流通に乗せていきますからということでお話ししております。</p> <p>したがってですね、事業者等につきましても、今後もう少しどういった方、金額自体が非常にリノベーションの額としましてはですね、厳しい状況であったのかもしれないので、そこら辺りを精査しながら、ただし、やはり空き家が流通していくような、サブリースというようなことについては、しっかりとやっていかないといけないと思っておりますので、新年度でそこあたりしっかりと検討させていただきたいと思っております。</p> <p>それから、教育課のWi-Fiの関係でございまして、非常に申し訳なかったなというふうに思っております。ただ、なかなか半導体でありましたりとか、精密部品が入ってこないという現状でですね、当初の段階から、そういったところを機材の必要性というところが私どもがしっかりと落とし込めておけばですね、もう少し調達も間に合ったのかなというふうに思</p>

	っておりますので、今後、予算等につきましても、各情勢等を勘案しながらですね、期間内で実現できるものというようなところを、スピードアップしながら、対応させていただきたいと思います。以上です。
○笹原議長	はい。ほかに質疑ございませんか。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	<p>はい、9番。私は農業総務費の中でですね、農業次世代人材投資事業補助金、減額の3千万とあります。これは、新規就農者の見込みが減額になったんだろうなと思っておりますけれども、そこ辺の減額の見込みといたしますか、就農をどれぐらいですね、年間、予定されておるのかですね。</p> <p>それと、農業振興費の中でですね、活動火山周辺地域防災対策事業がありますけれども、これは摘採機能付除灰機とありますけれどもこれは、山茶香が導入されてるわけですね、その摘採機なのか。それとも、どういう機械なのかまずは構造を教えてくださいたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	農業次世代人材事業補助金につきましては、小吉議員ご指摘のとおり、結果として、2名の方しかこれが活用がなされなかったということで今回、減額するところでございます。詳細につきましては、総務課長から答弁させます。それから、先ほど活動火山周辺の地域防災対策事業補助金のことにつきましては、産業建設課長からそれぞれ答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	はい。小吉議員のご質問にお答えいたします。農業次世代人材投資事業補助金につきましてはですね、就農後の経営発展のために必要な資金を補助するものでございますけれども、当初予算の段階で、認定から速やかに支給したいということを考えて、1人当たりの上限額である1千万円を3名分計上しておりましたけれども、今年度につきましては、新規就農者は2名であったこと。また、支援額が上限1千万円に對しまして、少額であったことからですね、今回3千万円を減額したものでございます。この補助金につきましては、全額県支出金で対応しておりますので、あわせて歳入のほうも減額しているところでございます。以上です。
○宮園産業 建設課長	はい。

○笹原議長	産業建設課長。
○宮園産業建設課長	はい。それでは小吉議員の質問にお答えいたします。桜島降灰対策事業の機械の構造といいますか、機能につきましてですけれども、ご質問のありました機能につきましては、摘採機能付きの除灰機ということで、除灰をしながら、摘採をする。乗用型の機械でございます、摘採をする本体自体にローラーがついております。ローラーで、まず回転して、灰を吹き飛ばして、そのあと通常どおり刈り取ると。そのような機能でございます。以上です。
○9番小吉議員	はい。
○産業建設	9番、小吉君。
○9番小吉議員	よく分かりました新規就農に関してはですよ、確かに見込みが、5名の中で、2名、就農されたということで、本当に今の時勢、本当、この町を支えるのはそういう青年だというようなふうに思っておりますので、どんどん積極的にですよ、今後も呼びかけていただきたいと思います。 それでは、次にですね、道路新設改良費に入りますけれども、14の工事請負費の中で城元線ですね、工法の追加、家屋調査の追加、試験費の追加ということで200万円計上されております。この内訳を説明していただきたいと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい、詳細につきましては建設課長に答弁させます。
○荒木産業建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○荒木産業建設課長	小吉議員の質問にお答えいたします。今、小吉議員の発言がありましたとおり、城元線ですね。ここについては200万円です。200万円のほとんどがですね、横カッターというのでありまして、ここに家屋が隣接してるわけですが、家屋の近くにですねL型のちょうど構築物がありまして、それをですね、当初はですね、重機で除く予定だったんですが、そこにつきましては、やはり家屋のほうが崩壊する可能性がある。倒れてしまえばですね、そこで横カッターを入れて、上から順番にですね、倒れないようにやっていくということで、200万円計上したところでありまして。以上です。
○9番小吉議員	はい。
○笹原議長	はい、9番、小吉君。

○9 番 小吉議員	ここの工事についてはですよ、L型が民家の瓦付近にもう本当に 10 センチ程度で、近づいておって、非常に工事も難しいんだろなというふうに理解はしておるところでございます。そこで、新たにそういう工法の変更がなされたということで、私は、あそこやっぱり毎回、利用しておったところですけども本当に工期の期間が長いなあというふうなふうに思ってるところであります。そういうことで、工期はいつぐらいまでで、完了するのか。その進捗状況をですね今、教えていただければありがたいです。この城元線ってというのは割とですね、通りが多いもんですから、そののところ、教えてください。
○宮園建設 課長	はい。
○笹原議長	はい、建設課長。
○宮園建設 課長	小吉議員の質問にお答えします。今ですね今、記憶の中では2月というふうに考えておりますけれども、詳細が把握しておりませんので、また、この会期中にですね、説明いたしたいと思えます。
○笹原議長	ほかに、質疑ありませんか。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	台風 14 号に関する各々の重機借上料、災害復旧費に関してでございます。歳出のほうで農林水産業費、土木費、災害復旧費等で計上されてると思えますが、町内で甚大な被害だったというふうにお伺いしております。そのあと各々の箇所において復旧の工事をなされたかと思うんですが、町内全体でそういった復旧が必要だった箇所と今の復旧の進捗率を教えてください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。まず今回は、農業用施設、被害が大きかったのが金額でいきますと、農業用施設が多かったところでございます。一応、それ以外に農地がそれに続くという形でございます。現在、件数を手元に押さえておりませんが、支所の分が非常に割合的に多くてですね、被害総額で 6,300 万程度出ております。災害報告を受けたときにですね。これについても、進捗状況がどういう状況かということでございますが今、重借も含めて、既存の予算の中でできるもの、先ほど専決承認していただいたもので、重機借上等で今進めておりますので、それについては、まだちょっと、取りまとめができていない、補修発注を優先しておるところでございますので、また、いずれかの夕

	イミングでですね、ご報告をさせていただきたいというふうに思います。以上です。
○1 番 久保議員	はい、承知いたしました。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本君。
○2 番 久本議員	<p>2 点ほど、質問させていただきます。19 ページ、8 目へき地診療費の 12 節の委託料ですね。オンライン資格確認システム導入業務委託と入ってますが、これが何のために導入されて、どのような運営がされて、今後どのような展開をしていくのか、お聞かせください。</p> <p>あとですね、26 ページ、7 目文化センター費の 17 節備品購入費、デジタルミキサーが購入されてます。これが一式なのか、単品なのか、そして、今既存あるシステムがどういうふうになっていくのか。多分、デジタルミキサーだけじゃなくて、ほかの備品も必要になっていくんですがこれがどのような運営目的を今後、立てていくのかというのをお聞かせください。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	はい。まず、オンライン資格確認システム導入業務委託については健康保険課長から、そしてデジタルミキサーについては、教育課長からそれぞれ答弁させます。
○猪鹿倉健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○猪鹿倉健康保険課長	<p>それでは、久本議員の質問にお答えいたします。オンライン資格確認システムの導入につきましては、現在、町の池田、宿利原両へき地診療所がございます。ここがまだ、オンライン資格の確認システムが導入されておらずに、国のほうで、令和 5 年 4 月 1 日までにはそれぞれの公的な医療機関においては、システムの整備を図るようという通達も参っておりますので、池田、宿利原両診療所でもマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認のシステムの運用が図れるようにカードリーダーの導入、それからシステムの整備、それから、システムを運用するためには N T T 回線等の整備も必要ですので、それらをひっくるめて、令和 5 年 4 月 1 日の運用開始に間に合うように、整備を行う委託料となっております。以上です。</p>

○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○菖蒲 教育課長	久本議員のご質問にお答えします。文化センターのデジタルミキサーについては、現在故障してですね、音が出せない状況であります。デジタルミキサーとは、入力された音声信号をデジタルデータにして、音量とか音質を調整する品物ですが、今それが壊れているということで、これは、修理等じゃなくてですね、もうそのミキサー自体を入れ替えるという、53万3千円計上させていただいております。現在、それが変えることで良い音が出せるということで、業者さんに見ていただいて、やっておりますので今回はこれを購入して、入れ替えるということで、使用には問題ないものと思っております。以上です。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	はい、分かりました。両方ともですね、マイナンバー等の導入も分かりましたし、文化センターのほうも、今回、故障ということですので、ここが今の既存のシステムからですね、デジタルの方の移行にするのかと思いましたが、そこは了解しました。ありがとうございます。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第45号、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。お諮りします。議案第45号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第45号、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり可決されました。 ここでしばらく休憩いたします。11時15分から会議を再開します。
	休憩 11:05 再会 11:15
○笹原議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
	日程第7 議案第46号

○笹原議長	次に、日程第7、議案第46号、令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第46号、令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額344万9千円の増額で、累計は13億8,594万3千円となりました。主な内容につきましては、歳出は一般被保険者高額療養費を385万7千円、並びに保険給付費等交付金償還金を121万1千円それぞれ増額するとともに、保健衛生普及費を161万9千円減額するものでございます。また、歳入につきましては、一般被保険者延滞金を19万円、並びに一般会計繰入金金を406万9千円、それぞれ増額するとともに、保険給付費等交付金を81万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入4款県支出金から7款諸収入までと、歳出2款保険給付費から5款諸支出金までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第46号、令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。お諮りします。議案第46号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第46号、令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第8 議案第47号
○笹原議長	日程第8、議案第47号、令和4年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第47号、令和4年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

	<p>2号) につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきまして、補正総額 405 万 1 千円の減額で、累計は 1 億 3,899 万 3 千円となりました。内容につきましては、歳出は繰出金を 71 万 1 千円増額するとともに、後期高齢者医療広域連合納付金を 476 万 2 千円減額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、繰越金を 71 万 1 千円、並びに雑入を 31 万 4 千円、それぞれ増額するとともに、保険基盤安定繰入金を 476 万 2 千円、並びに事務費繰入金を 31 万 4 千円、それぞれ減額するものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 4 款、繰入金から 6 款諸収入までと、歳出 1 款総務費から 4 款諸支出金までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 47 号、令和 4 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 47 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 47 号、令和 4 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第 9 議案第 48 号
○笹原議長	日程第 9、議案第 48 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)

○新田町長	<p>議案第 48 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。同議案につきましては、補正総額 2,496 万 1 千円の増額で、累計は 13 億 471 万 5 千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、施設介護サービス給付費を 2,609 万 3 千円、並びに介護予防住宅改修費を 40 万円、それぞれ増額するとともに、包括的支援事業費を 76 万 8 千円、並びに、一般管理費を 82 万 5 千円それぞれ減額するものでございます。また、歳入につきましては、調整交付金を 2,084 万 7 千円、並びに介護給付費負担金を 903 万 6 千円、それぞれ増額するとともに、介護給付費繰入金を 492 万 2 千円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	<p>これから、質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 3 款国庫支出金及び 7 款繰入金と歳出 1 款総務費から 5 款諸支出金までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 48 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 48 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。</p>
	日程第 10 議案第 49 号
○笹原議長	<p>日程第 10、議案第 49 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第 49 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額が 84 万 1 千円の増額で、累計は 715 万 5 千円となりました。内容につきましては、歳出は一般管理費を 84 万 1 千</p>

	円、また、歳入につきましては、一般会計繰入金を同額増額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入2款繰入金と、歳出1款総務費及び2款諸支出金を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	はい、6番、染川君。
○6番 染川議員	介護支援専門員は、報酬を上げる介護職員、全体で何名ぐらいですかね対象は。
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	詳細を介護福祉課長に答弁させます。
○笹貫介護 福祉課長	はい。
○笹原議長	はい、介護福祉課長。
○笹貫介護 福祉課長	染川議員のご質問にお答えいたします。現在のところ介護支援専門員につきましては2名で、1人、会計年度任用職員で障がい枠で1名採用しております。包括のほうに勤務していただいております。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第49号、令和4年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。お諮りします。議案第49号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第49号、令和4年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第11 議案第50号
○笹原議長	日程第11、議案第50号、令和4年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求め

	ます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 50 号、令和 4 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、累計は、1 億 2,459 万円に変更がございません。内容につきましては、歳出は、簡易水道維持費を 28 万 2 千円増額するとともに、一般管理費を同額減額するものでございます。また歳入につきましては変更ございません。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳出予算補正の歳出 1 款総務費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8 番、川越君。
○8 番 川越議員	28 万 2 千円増額をして 28 万 2 千円がつつり減額になるっていうのは、これは予算の組み方が当初間違ってたのか、何か費目の訂正かということになるんですが、もし費目の訂正であれば、旅費の 4 万円はどこに行ったのかなあと疑問ですが、どうなのでしょう。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	詳細につきましては、建設課長に答弁させます。
○宮園建設 課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○宮園建設 課長	<p>ただいまの川越議員の質問にお答えいたします。ここにつきましては、水道会計につきましてはですね、維持費等があるわけですがけれども、特に今、維持費につきましては、突然の漏水とか、そういうように対応するというところで、4 月から結構、漏水のこともありまして、需用費としては消耗品とありますけれども、例えばセメントとか、砂とかですね、そのようなものを今後ですね、また漏水に備えて買わなければならないというふうに考えているところです。</p> <p>先ほどありました、一般管理のほうの旅費につきましてはですね、コロナウイルス等で研修費等が組んでおったわけですがけれども、その辺りも実際、ないということですね、今後、執行する見込みが少ないということで減額しているところです。あくまでもですね、組替えをさせていただきまして、維</p>

	持費のですね、今後の漏水等のほうに対応したいというふうに組替えをしたところであります。以上です。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8 番、川越君。
○8 番 川越議員	大体了解はしましたが、維持費のほうに 28 万 2 千円持ってきて、一般管理費は、例えば不足をするというようなことはありませんか。そんな予算の組み方じゃないかな。
○宮園建設 作業	はい。
○笹原議長	建設課長。
○宮園建設 課長	ただいまの質問にお答えいたしますけれども、そのようなことは、この部分の一般管理についてはですね、ないというふうに思っております。以上です。
○8 番 川越議員	であれば、よろしいです。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 50 号、令和 4 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)についてを採決します。お諮りします。議案第 50 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 50 号、令和 4 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)については、原案のとおり可決されました。
○宮園 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○宮園 建設課長	先ほどの小吉議員の質問されました、町道城元線について情報が入りましたので、ここで報告したいと思います。 工期についてはですね、7 月 28 日から 3 月 15 日までです。それで、11 月末の進捗率が 33%であります。以上です。

	<p>日程第 12 議案第 51 号</p> <p>日程第 13 議案第 52 号</p> <p>日程第 14 議案第 53 号</p> <p>日程第 15 議案第 54 号</p> <p>日程第 16 議案第 55 号</p> <p>日程第 17 議案第 56 号</p> <p>日程第 18 議案第 57 号</p> <p>日程第 19 議案第 58 号</p> <p>日程第 20 議案第 59 号</p> <p>日程第 21 議案第 60 号</p>
○笹原議長	<p>次に、日程第 12、議案第 51 号、錦江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。</p> <p>日程第 13、議案第 52 号、錦江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。</p> <p>日程第 14、議案第 53 号、錦江町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について。</p> <p>日程第 15、議案第 54 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。</p> <p>日程第 16、議案第 55 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。</p> <p>日程第 17、議案第 56 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。</p> <p>日程第 18、議案第 57 号、錦江町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。</p> <p>日程第 19、議案第 58 号、錦江町公益的法人等の職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。</p> <p>日程第 20、議案第 59 号、錦江町職員の降給に関する条例について。</p> <p>日程第 21、議案第 60 号、錦江町職員の再任用に関する条例を廃止する条例についての 10 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	<p>議長。</p>
	<p>(新田町長 登壇)</p>
○笹原議長	<p>議案第 51 号、錦江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>議案第 52 号、錦江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。</p>

	<p>議案第 53 号、錦江町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>議案第 54 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>議案第 55 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>議案第 56 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>議案第 57 号、錦江町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>議案第 58 号、錦江町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。</p> <p>議案第 59 号、錦江町職員の降給に関する条例、並びに議案第 60 号、錦江町職員の再任用に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。これらの議案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等に関する規定を整理する必要があることから、本条例案を提案するものでございます。以上議案 10 件につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから、議案第 51 号、錦江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 51 号錦江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 51 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 51 号、錦江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。次に、議案第 52 号、錦江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 52 号、錦江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 52 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませ

	んか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号、錦江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 53 号、錦江町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 53 号、錦江町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 53 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号、錦江町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 54 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 54 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 54 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 54 号、錦江町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 55 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 55 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 55 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 55 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。</p>

	次に、議案第 56 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論は、ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 56 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 56 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 56 号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。 次に、議案第 57 号、錦江町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 57 号、錦江町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 57 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号、錦江町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。 次に、議案第 58 号、錦江町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 58 号、錦江町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。 お諮りします。議案第 58 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号、錦江町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。 次に、議案第 59 号、錦江町職員の降給に関する条例について、討論はありますか。
	(「なし」と言う者あり)

○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 59 号、錦江町職員の降給に関する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 59 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と言う者あり)</p>
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号錦江町職員の降給に関する条例については、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 60 号、錦江町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、討論はありませんか。</p>
	<p>(「なし」と言う者あり)</p>
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 60 号、錦江町職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 60 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と言う者あり)</p>
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 60 号、錦江町職員の再任用に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第 22 議案第 61 号</p>
○笹原議長	<p>日程第 22、議案第 61 号、錦江町議会議員及び錦江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	<p>議長。</p>
	<p>(新田町長 登壇)</p>
○新田町長	<p>議案第 61 号、錦江町議会議員及び錦江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。同議案につきましては、公職選挙法施行例の一部改正により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及びビラの作成に要する経費に係る選挙公営限度額が上げられたことから、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>(新田町長 降壇)</p>
○笹原議長	<p>これから質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と言う者あり)</p>
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と言う者あり)</p>
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 61 号、錦江町議会議員及び錦江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 61 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 61 号、錦江町議会議員及び錦江町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 23、議案第 62 号
○笹原議長	日程第 23、議案第 62 号、錦江町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 62 号、錦江町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。同議案につきましては、軽自動車税の課税業務において、4月1日現在の取得及び廃車等の状況を確実に反映させた課税を行えるよう、納期を5月1日から5月31日としたいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 62 号、錦江町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 62 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 62 号、錦江町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 24 議案第 63 号
○笹原議長	日程第 24、議案第 63 号、錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 63 号、錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。同議案につきましては、町内の法人及び個人の建築業者との請負契約がなされた新築住宅に対し、平成 19 年 1 月から令和 5 年 1 月まで、固定資産税の減免措置を実

	施してきていましたが、景気回復がにぶいことから、引き続き、定住促進と地域経済浮揚策を進める必要があるため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 63 号、錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 63 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号、錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 25 議案第 64 号
○笹原議長	日程第 25、議案第 64 号、錦江町ふるさと納税寄附条例及び錦江町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 64 号、錦江町ふるさと納税寄附条例及び錦江町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、ふるさと納税寄附金を財源として行う事業について、これまでの事業だけでなく、学ぶ意欲のある子どもたちへの奨学資金に関する事業にも活用したいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	すいません。奨学資金に関する事業を入れられて、旧 5 番目のその他町長がふるさとづくりに必要と認める事業というのを削除してございますが、それで、どういう意味でここをこういうふうな削除されたのか。必要ではなか

	ったのかなあということを考えます。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	今、川越議員のご指摘のように、ふるさとづくりに関する事業というのはそれは当然、必要性はあるものではございます。ただし、納税者の方々からしますと、特定目的にこういったことで錦江町を支えたい、応援したいということが、やはり納税者に対する私どものPRでもございますので、あえてその部分をぼんやりせずに私どもは、こういうふうの子育てをやっているんですというようなことを追加するとともに、これまでの基金を活用した形でまちづくりを進めていきたいということも含めてですね、あえてハードルを高くした状態でですね、住民の皆さんにふるさと納税をお願いしたいと。そして、それをしっかりと使っていきたいというのが意図でございます。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	趣旨はよく分かりました。確かにそういうことも大事だと思います。それでは今後また、何か、町長がいろんな形でふるさと納税を使っていきたい事業があればまたここは改正をしていかれて、積み重ねていかれるという解釈でよろしいですね。
○新田町長	議長。
○新田町長	今ご指摘のように、それについては、町の総合計画等、そういったものと参酌しながら、町の状況等を勘案してですね、必要性が出てくれば、それを明確にお出しして、納税者の方々これは税の付替えでございますので、税の付替えであるならばあるほど、明確に使い道をしたというのが、私ども都市部の自治体の方々へのメッセージというふうに考えておりますので、今後もそういった事案が発生するようございましたら、改正を議会の皆様にお願ひする予定でございます。以上です。
○8番 川越議員	了解です。
○笹原議長	ほかに。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	はい、5番。ふるさと納税の寄附の財源はもともと、子どもなどの育成に関する事業に使うということで、今回こういうのを出されて、別に問題はな

	<p>いと思うんですが、町長に1つだけ伺いたいのは、現時点です、奨学資金貸付金が普通預金と定期を合わせて、約4千万ほど、貸付金まで入れると、5,500万あるんですが、今度はもう町は貸さずに、銀行からの借入れということをやれば、大学院まで行かれてもあと5年ぐらいで、貸付も終わるのかなと思うところなんですが、ふるさと納税を子どもたちにそういうのに使うのは、この奨学資金をまずは使ってから、その後という考え方でいいんですか。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>浪瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。まず現行の5,500万等です、奨学金についてはまだ貸付が行われておりまして、返済も実行中ですので、その基金についてはそのまま当分の間、返済完了までは存置するというふうに私は考えております。</p> <p>今回、ふるさと納税寄附条例それから基金条例を改正しましたのは、新たに奨学ローンを始めますので、それにつきましては、利息でありましたりとか、初年度から発生しますので、年度末に1億、新たに基金造成をするということで今考えているところでございます。以上です。</p>
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	<p>町長、基金の1億円の中には、もう全然、現行の奨学資金は入れないという考えですか。今、貸付けが1,500万ほどあって、もう入ってくるのと、それから今後ですよ、貸付ける金額はもうゼロというか、今現在、借りている人たちに長くても6年ぐらいだと思えます。大学生に貸して大学院まで行っても、そんなにですね金額はいらんんじゃないかなあと、そのまま置いておくのも、ちょっとどうかなあと思えます。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	<p>浪瀬議員おっしゃるように基金の運用ということから考えますと、今後はこの奨学資金貸付基金自体は、貸付けは行いませんので、新たな新規の貸付けを行いません。ただし、今その基金を借りていらっしゃる方々が、引き続き借りたいということであれば、それは貸出しをしなければいけないので、当然、この基金としては、今おっしゃったように1,500万程度が、今貸出されてる状況ではございますけれども、当分の間、これはそのまま存置しておきたいというようなのが私ども考えです。</p> <p>ただしその、現在ある奨学資金貸付金については額を定めて、上限額が定</p>

	<p>めてございますので、それをそのまま尊重しつつ、償還がある程度安定してきて、もう先が見通せる状況になった場合にはですね、それも一旦、一般会計に繰入れて、新たにこの前創設しました奨学基金のほうに積み増すということもありうるかなというふうには思います。</p> <p>ただ、現状では、貸付者がいらっしゃるので、そのまま当分は 5,500 万残しておきたいというような考えでございます。以上です。</p>
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	はい、5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	それはもう町長が言われる、まだ今からも貸付けるわけだから、使ってる人はですよ。でも、これはもう、来年から貸せないわけだから、今後の貸付金額というのはですよ、もう出るわけですよ。さっき言うように大学生まで貸しても、毎月 2 万なら、2 万、3 万なら 3 万掛けるの 5 年分、6 年分とすれば、このまま置いとくのは何かもったいないような気がするわけですよ。まだ利活用できるお金ですので、そこをですね、うまくできないかなあという質疑です。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。おっしゃるように新規の貸付けが出てこないわけですから、既存の貸付け者に対する継続しかあり得ないということであれば、当然、3 千万程度は確実にもう金額が動かないということは想定されます。なので、それにつきましては、今、現行の奨学資金貸付金条例の改正等も上限額が設定してございますので、そういったところも加味しながらですね、次にどういうふうにしていくかというのはまた、来年度以降、考えていきたいというところでございます。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 64 号錦江町ふるさと納税寄附条例及び錦江町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 64 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 64 号、錦江町ふるさと納税寄附条例及び錦江町ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例については、

	原案のとおり可決されました。
	日程第 26 議案第 65 号
○笹原議長	日程第 26、議案第 65 号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 65 号、指定管理者の指定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。同議案につきましては、錦江町トロピカルガーデンかみかわの指定管理者の指定期間が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了することから、指定につきまして本案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○7 番 池田議員	はい。
○笹原議長	はい、7 番、池田君。
○7 番 池田議員	はい。このトロピカルガーデンはですね以前は指定管理料の中から、一応重油代など光熱費も支払っておられたんですが、この前からですね、指定管理料プラス、燃料になる重油代を 3 万 5 千リットルまで町が助成することになっておりますが、やはり、光熱費削減とかですねそういうのを考えて何かほかに、この光熱費に利用するような何か、検討されているのか伺いたと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。池田議員のご質問にお答えいたします。先ほど池田議員ご指摘のように、昨今の燃料費高騰の中でですね、委託事業者も含めて非常に苦慮しているところは実態でございます。再生可能エネルギー等の検討、そういったものもしなければいけません、現状としましては、施設を造ってから 28 年が経過しようとしております。ボイラー等の老朽化、そういったものも当然、更新することによってエネルギー効率も上がるような気もしますが、ただし、投資というものがありますので、今後、来年のこれから進めていく脱炭素の社会形成の中でですね、何かしら、あそこで再生可能エネルギー等の活用、そういったものがないかは、模索してまいりたいというふうに思っておるところです。以上です。
○7 番 池田議員	7 番。

○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。私も以前、この件につきましては一般質問をしたところでございますが、前の町長の回答では令和8年度の3月まででしたか。何か考えていく、検討していこうという回答でございましたので、先ほど言われましたCO2削減の観点からも、燃料費削減の観点からもですね、この令和8年度の3月31日までは何とか行政のほうでも検討してもらいたいと思っております。お願いします。
○笹原議長	ほかに質疑は、ありませんか。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	公募でいらっやいませんですかね。もうこの柳さんだけですか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	はい。今回の公募につきましては、もう1社来られましたので2社でプロポーザルをさせていただいたところでございます。以上です。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	結局今までの方に決定したという理解でいいかな。3年前の住所が、やはり、今の618番地3の桜井壮でございましたか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい3年前の住所につきましても城元618番地3であったということで、認識しております。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	はい、10番、水口君。
○10番 水口議員	私どもは、トロピカルを借りて、レイシの栽培も行っておって、朝も早いんです。そうした場合に、車がいつも止まっております。それと、皆さん城ヶ崎に廃船があると思いますが、廃船というと、船の陸に上げてそのままでもう乗れない状況の船がありますが、そういうので届出等があれば、県の経緯があるから、誰もされないんですよ。もう何十年とそのままされているようでございます。その持ち主が今度、指定を受けられた方だそうです。私は調べてみました。2艘こっちも、分かれておりますが、そこで養殖業を営ん

	<p>でいらっしゃる方々も大変心配されておられるそうです。こういう件で、私どもも公募されたから良い、それから、先ほど、もう燃料代は別で 300 万あるんだっただけですね、ちゃんとした、やはり行動も町民として、それをご指摘したいと思いますが、どうですか。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>まず今、水口議員がおっしゃられるのは、住所地に生活の本拠があるのかということをご指摘なさっていらっしゃるのかなと推察いたします。私どもとしましては、あくまでも住民票上の住所、住民基本台帳上の住所でしか特定ができませんので、今回の議案に関しては、住民票上の住所を表記している、プロポーザルにしても、その出された住所を確認しているということでご提案しているところです。</p> <p>それで、生活の本拠、実態としてのこととか、それから、先ほどの遊漁船の関係については県の公安施設でございますので、それは県の許可という認識ではございますが、そういったことも含めまして、当然、今後ですね、指定管理の皆さんと適正な、直接的な私どもが指導監督にある立場ではないと思われませんが、受託事業者としての行動については十分気をつけていただきたいという申入れはさせていただきたいと思います。以上です。</p>
○笹原議長	ほかに質疑ございませんか。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	はい 9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	<p>教えていただきたいと思いますが、この指定管理の年数がですよ。私今まで、いろんなところで指定管理の年数を見てると大体 5 年が多いような気がするんですけども、この場合には、3 年という契約になっているようでございます。そこには、今度指定管理をされる方とのいろいろな、申合せがあったんじゃないかなと推測するんですけども、そのところはどうか。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	<p>今、小吉議員ご指摘の点でございますが、まず指定管理については、期間は、それぞれの条例で定めるとというのが定義でございます。トロピカルガーデンかみかわにつきましては、条例の第 14 条におきまして、3 年間という指定をしております。やはり、ここの指定管理制度が導入されたときに、経営的なもの見直しとか、やはり、これは自治体が直接管理をするよりも、民間ノウハウを使って、より活性化した施設の活用をしていただきたいとい</p>

	うのがこの制度の趣旨でございますので、そうしたときに、このトロピカルガーデンについては、3年1任期というのが適当な時期であろうという判断のもとで、条例をお出ししている。その中で3年としております。中には、5年以内とか、例えば、1年というものもあつたりしますので、それはそれぞれの施設に応じて対応していくところでございます。以上です。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	よく分かりました。それでですよ、トロピカルガーデンを柳さんがですよ、管理するのはあそこの建物かれこれ私は、気になっておるのはですよ。上にハウスがあつたりするわけですけど、そこら辺の管理は、どういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	私の認識では建屋のほうの、温泉がある建物、お風呂、それから公共スペース、そういったものが指定管理の施設であり、それから駐車場、そういったものだというふうに認識しています。 料理をするスペースについては普通財産として、貸付料を私どもがいただいておりますので、あそこのハウス施設については、今回この指定管理の中には含まれていないという認識をしているところです。もし、齟齬 <small>そご</small> があるといけませんので、観光交流課長に補足がございましたら補足させます。
○木下観光 交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○木下観光 交流課長	小吉議員の質問にお答えしますけれども、補足といいますか、今町長が申し上げましたとおり、あそこのハウス部分についてはですね、今回のこの指定管理の施設には入っておりません。施設に入ってる内容を申し上げますと、男女の浴槽がございます。それと、休憩施設、廊下、脱衣所、それと飲食コーナー、それとその他の施設として、サウナ、ボイラー室、倉庫、トイレ等が今回の指定管理に出した部分でございます。以上です。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	それでですよ、話はちょっと飛ぶんですけども、あそこのハウスの管理のですよ。今、仕方というのは、管理費をあそこからもらっているのか。それとも貸付の状況をですよ。教えていただきたいと思います。

○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、施設につきましては、本日、産業振興課長が不在にしておりますが、施設の使用料、もしくは管理料というのはいただいているというふうに思っております。ただし、私どもとしては、あそこをレイシ同好会の皆さんに管理をしていただいていると。当初、定住の関係であの施設を作った際にハウスも、建設しましたので、その当時は小吉議員ご存じのように、神川の方々が、管理をしていただいたり、トロピカルフルーツ等の管理をしていたのも事実でございます。ただし、その方がもうやめられて管理がいかないというようなことで、レイシ同好会の皆さんがしていただけるということで今、管理も含めて、していただいているところでございますので、使用料等についてはいただいているというのが現状です。
○笹原議長	ほかに、ございませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 65 号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。議案第 65 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次の本会議は、8日でありますので申し添えておきます。
	散会 12:15